

五條市立民俗資料館指定管理業務仕様書

1 本書の趣旨

本仕様書は、五條市立民俗資料館（以下「民俗資料館」という。）の指定管理者が行う業務に関して、必要な事項を定めています。

2 民俗資料館の管理に関する基本的な考え方

民俗資料館を維持管理・運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- （１）郷土の歴史的建造物と民俗資料の保存展示等その活用を図り、地域文化の向上に資するため設置した目的に基づき管理運営を行うこと。
- （２）公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行い、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- （３）民俗資料館が有する歴史的・文化的な価値を損なわない範囲で、自主事業を行うことができる。
- （４）入館者が館内を見学しやすいようサービスの向上に努めること。
- （５）民俗資料館の環境を良好に保ち、運営管理を最も効率的に行うため、建物及び外構等の保守管理、清掃、環境衛生管理を相互に連携させ実施すること。
- （６）民俗資料館の設備の性能維持、劣化等による危険、障害の未然防止、故障時の早期復旧、適正な修繕、財産価値の保全等の維持管理を行うこと。
- （７）個人情報の保護に努めること。

3 施設の概要

- | | |
|----------|---------------------------|
| （１）名 称 | 五條市立民俗資料館 |
| （２）所 在 地 | 五條市新町３丁目３番１号 |
| （３）概 要 | 木造平屋建て |
| | 敷地面積 4 3 8 m ² |
| | 延床面積 1 6 0 m ² |
| | 駐 車 場 1 5 台 |

※駐車場は施設の南側、国道２４号沿いにあります。

※別紙添付書類「五條市立民俗資料館（長屋門）館内図」を参照してください。

4 開館時間

午前１０時から午後４時まで

なお、五條市立民俗資料館条例（平成２２年６月五條市条例第２４号。以下「条例」という。）第７条第３項の規定により、指定管理者が必要があると認めるときは、五條市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、開館時間を変更することができます。

また、五條市又は教育委員会が五條新町地区の町並み等において地域の活性化を目指すイベントを開催する場合、上記時間外の臨時の開館をお願いすることがあります。

5 休館日

月曜日、12月25日から翌年の1月5日まで

ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合（1月1日を除く。）は、条例第8条第3項の規定により開館し、当該休日以後の直近の休日でない日を休館日としてください。

6 指定の期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

7 施設の修繕等

- （1）一件5万円以下の軽微な補修、部品の取り替えなどは、指定管理者の判断で実施するものとし、一件5万円を超える修繕については、指定管理者から教育委員会への申し出に基づいて教育委員会が行うものとします。
- （2）一件5万円を超える修繕や、施設本体の資産価値の向上又は耐用年数の延長となる修繕については、指定管理者から教育委員会への申し出に基づいて、教育委員会が実施の要否の判断から実施まで行うものとします。
- （3）教育委員会との協議を経ず行われた修繕については、すべて指定管理者の負担とします。
- （4）指定管理者が、民俗資料館の運営にあたり設備等を改修する場合は、教育委員会へ申し出るとともに、図面等を示し教育委員会の承認を得なければなりません。その場合に要する経費については、すべて指定管理者の負担とします。
- （5）教育委員会は、施設、設備に通常有すべき安全性を欠いていると認めるとき又は放置することにより通常有すべき安全性を欠く恐れがあると認めるときは、一件5万円以下の修繕について、指定管理者にその実施を命じることがあります。
- （6）指定管理者により調達し、設置した備品・設備等の修繕、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた管理施設・設備の故障・損失については、指定管理者が自らの経費で速やかに修繕するものとします。

8 備品の購入等、帰属について

（1）備品購入等及び帰属について

- ①民俗資料館の運営に必要な備品等の購入については、教育委員会と協議のうえ購入するものとします。
- ②施設機能として必要な備品を購入する場合（経年劣化等による更新も含む）に

は、事前に教育委員会と協議を行うものとします。

(2) 教育委員会の所有に属する物品（別紙添付資料「備品一覧」参照）については、無償で貸与します。ただし、その修繕については、7-(6)によるものとします。なお、貸与物品は、指定管理期間満了日に、整備点検のうえ教育委員会に返還することとします。

(3) 指定管理者は、教育委員会の所有に属する物品については、適切に管理しなければなりません。

(4) 指定管理者が民俗資料館の運営に供するために指定管理者の所有に属する物品を民俗資料館内に設置し使用する場合は、教育委員会の了解を得ることとします。

9 指定管理料の上限額

指定の期間に係る指定管理料の上限額は、次のとおりとします。この上限額には、消費税及び地方消費税が含まれています。

7,581,000円

なお、五條市が実際に支払う指定管理料の金額及び支払方法は、教育委員会が指定管理者との間で締結する協定書（以下「協定書」という。）で定めることとします。

期 間	指定管理料上限額
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（1年間）	2,527,000円
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで（1年間）	2,527,000円
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで（1年間）	2,527,000円
令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）	7,581,000円

10 法令等の遵守

民俗資料館の管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等を遵守しなければなりません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 条例及び五條市立民俗資料館条例施行規則
- (5) 五條市個人情報保護条例及び五條市個人情報保護条例施行規則
- (6) その他関係法令

11 業務内容

- (1) 民俗資料館の運営に関すること。

① 人員の配置に関すること。

○民俗資料館の入館及び研修室の利用に関する受付業務、案内業務、施設（駐車場を含む。）及び設備の管理業務、運営業務に従事する職員を常時1名配置すること。

○指定管理者は、職員の資質とサービスの向上のため、職員研修を定期的の実施しなければなりません。

② 民俗資料館の利用に関すること。

○利用許可申請書を受理し、利用許可書を交付すること。

(2) 民俗資料館の入館料金及び利用料金（以下「利用料金等」という。）の収受業務に関すること。

①本業務は、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度により、利用当日までに入館料金表及び利用料金表に基づき利用料金等を現金納付とし、指定管理者の収入として収受してください。

②利用料金等は、条例第14条第1項及び第2項の規定に基づき、条例別表第1及び条例別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができますが、指定期間内の変更は、原則として認めません。

【入館料金（条例別表第1）】

入館料金	区 分	単 位	個 人	団体(20人以上)
	大人	1人1回につき	200円	150円
	小人	1人1回につき	100円	80円

【利用料金（条例別表第2）】

利用料金	区分	単 位	室料	冷暖房料
	研修室	1時間につき	200円	100円

※収入実績については、別紙添付書類「参考資料 収支決算の状況」を参照してください。

③利用料金等の減額又は免除については、条例第14条第3項及び第4項並びに規則第14条の規定に基づいて取り扱いますので、事前に教育委員会と協議を行ってください。

④指定管理料による講演会、講座等の参加費や刊行物の販売代金等、本仕様書で定める業務の遂行に付帯して生じる収入については、業務付帯収入として、利用料金等と同様に指定管理者の収入とします。

(3) 支出費用の支払に関すること。

①消耗品の支払に関すること。

施設の維持管理用消耗品（トイレトペーパー、石鹸、清掃用具、洗剤等）の購入と支払に関すること。

②印刷製本費の支払に関すること。

民俗資料館リーフレット及び入館券の発注と支払に関すること。

③光熱水費の支払に関すること。

④通信運搬費の支払に関すること。

⑤事業費の支払に関すること。

⑥機械警備業務委託料の支払に関すること。

※支出決算額については、別紙添付書類「参考資料 収支決算の状況」を参照してください。

(4) 民俗資料館の施設（駐車場を含む。）及び設備の維持管理に関すること。

施設の適正な運営のため、施設・設備の清掃、敷地内環境の美化として、樹木等の保全を行うこと。

① 清掃業務

○良好な環境衛生を保ち、美観の維持、施設の保全を図るため、適切な方法により、埃、ゴミ、汚れ等を落とし、清潔な状態に保つこと。

○日常清掃、年末大掃除を行うこと。

② 衛生管理

○職員及び入館者の手洗い励行、感染症の予防を行うこと。

○施設内トイレ、展示室等 各部屋の清潔保持に努めること。

③ 電気、空調、給排水等設備の管理

○施設の電気設備、空調設備、給排水衛生設備等の各設備の日常巡視点検を行うこと。

④ 樹木等の保全

○民俗資料館敷地内の樹木等について、施設の美観を維持するため、剪定、除草、消毒、清掃等の業務を行うこと。

⑤ 施設・備品の保安全管理

○民俗資料館施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の発生を警戒、防止し財産の保全とともに利用者の安全を図るため、保安全管理を適切に行うこと。

○備品、物品の保管を適切に行うこと。

（維持管理の対象となる備品は、別紙添付書類「備品一覧」のとおり）

○備品の購入及び廃棄等の移動については、事前に教育委員会と協議すること。

⑥ 展示物の保安全管理

○民俗資料館の展示物の事故、盗難、破損等を防止するため、機械警備の運用をはじめ、常に良好な状態で維持管理すること。

（維持管理の対象となる展示物は、別紙添付書類「展示物一覧」のとおり）

○展示物の移動については、事前に教育委員会と協議すること。

(5) 文書作成及び保管に関すること。

① 民俗資料館の運営上、必要な書類を作成し保管する。

- 民俗資料館入館券綴
- 利用許可申請書綴
- 利用変更・取消申請綴

② 監査に必要な資料の作成

- 民俗資料館管理の収支状況
- 民俗資料館入館者集計表
- 民俗資料館入館及び利用状況調べ

③ その他必要な書類の作成

(6) 日々の業務内容

① 日々業務

- 開錠し、機械警備の解除、カーテン等を開け室内の空気を入れ替える。
- 開館までに玄関周り、トイレ、展示室を清掃する。
- 入館料金と引き換えに入館券の半分の交付する。(原則、これが領収書となるが、必要な場合には、手書き領収書を発行する。)
- 入館者への館内の案内説明
- 庭木、花等の水やり
- 閉館後、館内の消灯、火気の確認、機械警備の開始及び施錠の確認

(7) 資料の収集、保管、展示及び閲覧に関する業務

- ① 資料の取扱い(寄贈・寄託等を含む。)については、原則として、教育委員会又は本市教育長が任命する学芸員が指定管理者と連携して行います。
- ② 展示場の入館者に対しては、入館料金を収受した上で、入館券の発行及び案内リーフレットの配布を行ってください。
※入館券及び案内リーフレットの増刷及び改訂については、教育委員会と協議の上、指定管理者が行うこととします。

(8) 研修室の利用に関する業務

研修室の利用者に対して、利用を許可し、利用料金を収受してください。

(9) 事業の実施

民俗資料館の有効利用を目的とした事業(歴史・民俗資料、「天誅組の変」等の近世の事象等関連のイベント等)を年1回以上企画・実施する。

(10) 自主事業

指定管理者は、民俗資料館の設置目的に合致し、かつ民俗資料館の維持管理業務を妨げない範囲において、自己の責任と指定管理料以外の費用を用いて、創意工夫により自主事業を企画、実施することができます。また、収入が発生する場合は、自らの収入とすることができます。自主事業を実施する場合には、事業計画書にその内容を記載するとともに、事前に事業の内容、

実施方法等について教育委員会と協議し、承認を得ることとします。

- (11) その他教育委員会が、資料館の運営上必要と認める業務

事業計画書で事前に教育委員会に報告の上、行ってください。

- (12) 職員の通勤用自動車等に係る駐車場の貸付料の徴収及び納付について

職員の通勤用自動車及び指定管理者所有車等を施設敷地内へ駐車する場合は、五條市職員等の通勤用自動車における市有財産の使用に関する規則に定める申請を行った上で、駐車場の貸付料を徴収し市に納付してください（ただし、二輪車を除く）。

1 2 物品の管理について

指定管理料により、物品を購入したとき、また、指定管理者が行った修繕により、結果として物品を取得することになった場合、その物品は教育委員会の所有に帰属します。

指定管理者は、教育委員会の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努め、物品のうち備品については、備品台帳（別紙添付資料「貸与備品一覧」）で管理し、取得及び廃棄等の異動について、事前に教育委員会と協議しなければなりません。

1 3 指定管理者の責めによる指定の取消し

教育委員会は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善計画の提出及び実施を求めることができるものとします。

- (1) 指定管理者の指定後に、協定書の内容を履行せず、または、その他実施条件に違反したとき。
- (2) 業務に関し、不正行為があったとき。
- (3) 教育委員会に対し虚偽の報告書等を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となったとき又そのおそれが生じたとき。
- (5) 協定書に規定する欠格条項のいずれかに該当することとなったとき。（指定管理者がグループの場合は、グループを構成する者のいずれかが該当することとなった場合を含む。）

上記の場合において、指定管理者が期間内に改善することができなかった時、教育委員会は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

1 4 立入調査

教育委員会は、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行います。

1 5 その他

(1) 緊急時の対策及び防犯、防災対策について、マニュアルを作成し、従事者に指導及び訓練を行うこと。

(2) 個人情報保護については、従事者に周知徹底を図ること。

①個人情報の保護に関する留意事項

- ・ 指定管理者は、管理運営に従事する者に対し、その業務にかかわる個人情報の取扱いに関する留意事項を具体的に指示するとともに、日常業務において必要に応じて指導する。
- ・ 個人情報の記載のある書類等は、教育委員会の事前承認なしに複写し、あるいは外部へ提出、若しくは持ち出しをしない。
- ・ 廃棄については、教育委員会と協議の上、第三者の手に渡らないよう確実な方法によって処分する。
- ・ 取得する個人情報は、申請に必要な事項を確認するために必要な事項のみとし、申請者以外から取得しない。
- ・ 担当職員以外は取り扱わない。
- ・ 個人が個人の活動として施設を利用する場合は、本人の了解なしに利用状況を施設の掲示板等に掲示しない。

(3) その他

- ① 民俗資料館の管理上、教育委員会が必要と認める業務を行うこと。
- ② 民俗資料館業務内容で、記載のない事項については、教育委員会及び指定管理者が誠意をもって協議し、定めるものとする。
- ③ 教育委員会が所管する五條市五條新町重要伝統的建造物群保存地区に係る文化財保存・活用事業に関する業務（教育委員会担当者と伝統的建造物等所有者・使用者、設計業者等との打合せ、修理・修景現場の確認等）を民俗資料館で不定期に実施する可能性があります。その場合は、教育委員会と指定管理者で別途協議を行います。

<五條市立民俗資料館指定管理業務仕様書の添付書類>

- (1) 五條市立民俗資料館（長屋門）館内図
- (2) 民俗資料館 貸与備品一覧
- (3) 民俗資料館 展示物一覧
- (4) 五條市立民俗資料館入館者集計表
- (5) 参考資料 収支決算の状況

五條市立民俗資料館（長屋門）館内図



貸与備品一覧

分類	番号	備品名及び規格	数量	価 格	取得 年月日	備品番号
机類	1	会議机	9	70,200	H15.9.19	C39233 C39241
	2	事務机	1	24,800	H17. 9. 5	C40778
椅子類	3	パイプ椅子	2 5	55,000	H15.9.19	C39242 C39266
	4	事務用椅子	1	4,400	H17. 9. 5	C40777
戸棚類	5	シェルピング	1	19,350	H16.1.28	C39699
その 他 室 内用品類	6	パンフレット スタンド	1	33,000	H15.9.19	C39267
	7	行事予定表	1	9,000	H15.9.19	C3926
	8	時計	1	1,500	H15.9.19	C39269
	9	ホワイトボー ド	1	62,000	H15.9.24	C39270
教 養 及 び 体 育 用 品 類	10	テレビ	1	38,400	H15.8.13	C39036
	11	D V D レコー ダー (パナソニック NV-VP31)	1	77,300	H15.8.13	C39037
	12	ポータブルワイ ヤレスアンプ	1	53,870	H29. 7. 6	C58199
教 養 及 び 体 育 用 品 類	13	ワイヤレスマイ ク ハンド型	2	50,155	H29. 7. 6	C58200 C58201
	14	ワイヤレスチュー ナーユニット	1	18,144	H29. 7. 6	C58202
その 他 冷 暖 房 器 具 類	15	スポットクーラー	1	110,000	R8.3.10	69472

民俗資料館 展示物一覧

令和 8 年 4 月確認

番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者	番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者
1	代官所の変遷パネル (W1490 H880)	1	展示室 1	五條市	11	藤本鉄石自画像 (W350 H450)	1	展示室 2	五條市
2	天誅組の変と五條代官所パ ネル(W1545 H570)	1	展示室 1	五條市	12	吉村寅太郎肖像 (W350 H450)	1	展示室 2	五條市
3	天誅組行動と藩兵包囲略図 (W865 H1220)	1	展示室 1	五條市	13	松本奎堂肖像 (W350 H450)	1	展示室 2	五條市
4	天誅組出発図 (W860 H470)	1	展示室 1	五條市	14	松本奎堂の歌碑 (W430 H520)	1	倉庫	五條市
5	和州騒動之図 (W450 H350)	1	倉庫	五條市	15	藤本鉄石君生誕地 (W350 H450)	1	倉庫	五條市
6	天誅組文庫 本棚 (W1170 D420 H1820)	1	研修室	維新の魁 天誅組協議会	16	観心寺紅葉の絵画 (W600 H670)	1	展示室 4	維新の魁 天誅組協議会
7	甲冑（子供用） (H800)	1	展示室 1	桜本旨代	17	観心寺 (W450 H350)	1	倉庫	五條市
8	天誅組日譜パネル (W2390 H420)	1	展示室 2	五條市	18	天誅組ウォーク(千早峠) (W450 H350)	1	倉庫	五條市
9	天誅組主な役割 (W1165 H470)	1	展示室 2	五條市	19	楠木正成公御首塚 (W450 H350)	1	倉庫	五條市
10	中山忠光肖像 (W350 H450)	1	展示室 2	五條市	20	千早峠 (W350 H450)	1	倉庫	五條市

民俗資料館 展示物一覧

番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者	番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者
21	天誅組ウォーク（受付） (W450 H350)	1	倉庫	五條市	31	槍尻の傷跡 (W450 H350)	1	倉庫	五條市
22	千早峠より五條を望む (W450 H350)	1	倉庫	五條市	32	長屋門改修前の金具 (23cm～50cm)	1 1	倉庫	五條市
23	岡八幡宮 (W450 H350)	1	倉庫	五條市	33	天誅組本陣跡 (W510 H410)	1	展示室 2	五條市
24	旧五條代官所 (W480 H360)	1	倉庫	五條市	34	木製の板 (W290 H780)	1	倉庫	五條市
25	五條代官所跡 (W450 H350)	1	倉庫	五條市	35	忠光公借用書 (W450 H350)	1	倉庫	五條市
26	明治 3 6 年頃の長屋門風景 (W450 H350)	1	展示室 2	五條市	36	長屋門駐屯所当時の瓦	6	倉庫	五條市
27	旧長屋門（明治の終頃） (W450 H350)	1	展示室 2	五條市	37	山車の一部 (W1700 H550)	1	展示室 4	五條市
28	天誅組本陣址（旧櫻井寺） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	38	松本奎堂の歌の色紙 (W330 H370)	1	倉庫	五條市
29	天誅組本陣址（櫻井寺） (W350 H450)	1 1	倉庫 倉庫	五條市	39	色紙（芳田竹野詠） (W330 H370)	1	倉庫	五條市
30	天誅組首洗いの石手水鉢 (W450 H350)	1	倉庫	五條市	40	天誅組 1 4 0 年入選短歌 (W1200 H500)	1	倉庫	五條市

民俗資料館 展示物一覧

番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者	番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者
41	天誅組 140 年入選俳句 (W1000 H500)	1	倉庫	五條市	51	風屋本陣跡（十津川村） (W350 H450)	1	倉庫	五條市
42	天誅組終焉の地（東吉野村） (W430 H520)	1	展示室 3	五條市	52	上野地の吊り橋（十津川村） (W450 H350)	1	倉庫	五條市
43	天誅義士の墓（東吉野村） (W450 H350)	1	倉庫	五條市	53	阪本より天辻峠を望む (五條市大塔町)(W450 H350)	1	倉庫	五條市
44	松本謙三郎（奎堂）の墓 (東吉野村) (W350 H450)	1	倉庫	五條市	54	天辻峠より西吉野を望む (五條市大塔町)(W350 H450)	1	倉庫	五條市
45	吉村寅太郎の墓（東吉野村） (W450 H350)	1	倉庫	五條市	55	天辻峠道標（五條市大塔町） (W350 H450)	1	倉庫	五條市
46	藤本津之助（鉄石）の墓 (東吉野村) (W350 H450)	1	倉庫	五條市	56	天誅組本陣跡 (五條市大塔町)(W350 H450)	1	倉庫	五條市
47	武木より鷲家口への道 (川上村) (W450 H350)	1	倉庫	五條市	57	天辻峠より十津川方面を望 む (W450 H350)	1	倉庫	五條市
48	野崎主計の碑（十津川村） (W450 H350)	1	倉庫	五條市	58	天辻峠の民家の絵画 (W480 H570)	1	展示室 4	維新の魁 天誅組協議会
49	野崎主計の辞世（十津川村） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	59	吉村寅太郎の辞世の句 (W300 H1200)	1	展示室 2	五條市
50	上野地本陣跡（十津川村） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	60	藤本鉄石の辞世の句 (W300 H1200)	1	展示室 2	五條市

民俗資料館 展示物一覧

番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者	番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者
61	乾十郎宅址（五條市） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	71	橋本若狭の墓（下市町） (W450 H350)	1	倉庫	五條市
62	乾十郎の墓（五條市） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	72	宍戸弥四郎生誕地（刈谷市） (W350 H450)	1	倉庫	五條市
63	乾十郎先生顕彰碑（五條市） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	73	鈴木源内の墓（五條市） (W525 H430)	1	倉庫	五條市
64	井澤宜庵宅址（五條市） (W450 H350)	1	倉庫	五條市	74	高取城跡の絵画 (W1770 H2090)	1	展示室 4	維新の魁 天誅組協議会
65	井澤宜庵の墓（五條市） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	75	皇居跡（五條市西吉野町） (W450 H350)	1	倉庫	五條市
66	森田節斉宅址（五條市） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	76	皇居（吉村寅太郎節筆） (W450 H350)	1	倉庫	五條市
67	森田節斉頌徳碑（五條市） (W350 H450)	1	倉庫	五條市	77	広橋峠より五條方面を望む （下市町）(W450 H350)	1	倉庫	五條市
68	森田節斉の墓所（粉河町） (W450 H350)	1	倉庫	五條市	78	向賀名生（大日川） (W450 H350)	1	倉庫	五條市
69	橋本若狭生誕地の碑 （五條市）(W350 H450)	1	倉庫	五條市	79	高取城の写真 (W510 H620)	1	展示室 3	五條市
70	橋本若狭辞世歌色紙 (W370 H800)	1	展示室 3	益田 吉博	80	鳥ヶ峰古戦場（高取町） (W350 H450)	1	倉庫	五條市

民俗資料館 展示物一覧

番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者	番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者
81	栃原山頂の波比売神社 (下市町) (W450 H350)	1	倉庫	五條市	91	説明パネル 4 (W520 H730)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
82	白銀山頂の波宝神社(五條市西吉野町) (W450 H350)	1	倉庫	五條市	92	説明パネル 5 (W520 H730)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
83	天誅組慰霊五輪塔の軸 (W920 H1980)	1	展示室 4	天誅組保存会	93	説明パネル 6 (W520 H730)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
84	奉納薩摩琵琶天誅組 (猪股静彌) (W1480 H620)	1	展示室 4	天誅組保存会	94	説明パネル 7 (W520 H730)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
85	重阪峠 (五條市) (W450 H350)	1	倉庫	五條市	95	説明パネル 8 (W520 H730)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
86	栃原岳より五條を望む (下市町) (W450 H350)	1	倉庫	五條市	96	行軍図 1 京都から五條へ (W300 H340)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会
87	白銀岳より十津川方面を望む (五條市西吉野町) (W450 H350)	1	展示室 4	五條市	97	天誅組上陸地の碑 (堺市) (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会
88	説明パネル 1 (W520 H730)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	98	報恩寺 (大阪狭山市) (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会
89	説明パネル 2 (W520 H730)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	99	狭山藩陣屋跡 (大阪狭山市) (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会
90	説明パネル 3 (W520 H730)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	100	観心寺と天誅組讃蹟碑 (河内長野市寺元) (W300 H210)	2	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会

民俗資料館 展示物一覧

番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者	番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者
101	行軍図 2 五條周辺から 高取 (W300 H340)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	111	鳥ヶ峯古戦場跡 (高取町役 場前) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
102	岡八幡宮 (五條市岡町) (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	112	榎本住記念碑 (御所市戸毛) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
103	五條代官所 (五條市本町) (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	113	波宝神社と神宮寺 (五條市 西吉野町夜中) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
104	桜井寺 (五條市須恵) (W300 H210)	2	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	114	行軍図 3 下市・白銀岳周 辺 (W300 H340)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
105	かつての桜井寺 (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	115	法泉寺と消失を免れた太鼓 (下市町広橋) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
106	極楽寺 五條代官の墓 (五條市本町) (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	116	橋本若狭頭彰碑と墓碑 (下市町) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
107	嘉永 5 年 五條村絵図 (W660 H510)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	117	行軍図 4 十津川村から北 山へ (W300 H410)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
108	天ノ川本陣と鶴屋治兵衛 碑 (五條市大塔町簾) (W300 H210)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	118	田中主馬蔵宅跡 (十津川村 上湯川) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
109	五條代官所見取図 (W380 H300)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	119	水郡善之祐辞世 (天誅倉内 部) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
110	一心公平無私 (軍令より) (W215 H1105)	1	展示室 2	維新の魁 天誅組協議会	120	天誅倉 (和歌山県田辺市竜 神) (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会

民俗資料館 展示物一覧

番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者	番号	品 名	数量	所蔵場所	所 有 者
121	十津川郷中へ出した檄文 (W280 H130)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	131	湯ノ谷墓地（東吉野村鷺家） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
122	上野地本陣碑（十津川村上野地） (W220 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	132	松本奎堂戦死の地（東吉野村笠松） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
123	伴林光平歌碑（十津川村滝川） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	133	松本奎堂が置き去りにされた地藏堂（東吉野村萩原） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
124	野崎主計の墓（十津川村川津） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	134	楠目清馬の墓（桜井市下居） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
125	野崎主計顕彰碑（十津川村川津） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	135	前田繁馬・関為之進戦死地（桜井市慈恩寺） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
126	正法寺（下北山村寺垣内） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	136	前田繁馬・関為之進 墓（桜井市慈恩寺） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
127	行軍図 5 東吉野村 (W300 H340)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	137	大田新右衛門宅（下関市豊北町田耕） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
128	堂本家と吉村虎太郎遺品（東吉野村木津川） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	138	本宮中山神社（下関市豊北町田耕） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
129	吉村虎太郎原えい処（東吉野村鷺家谷） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	139	霊山護国神社（京都市東山区） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会
130	明治谷墓地（東吉野村小川） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会	140	三枝翁の墓（京都市東山区霊山護国神社） (W300 H210)	1	展示室 3	維新の魁 天誅組協議会

民俗資料館 展示物一覧

番号	品名	数量	所蔵場所	所有者	番号	品名	数量	所蔵場所	所有者
141	六角獄舎殉難志士の墓 (京都市上京区)(W300 H210)	1	展示室3	維新の魁 天誅組協議会					
142	松本奎堂の墓(愛知県刈谷市十 念寺)(W300 H210)	1	展示室3	維新の魁 天誅組協議会					
143	甲冑(大人用) (H1200)	1	展示室3	維新の魁 天誅組協議会					
144	甲冑(子供用) (H900)	1	展示室3	維新の魁 天誅組協議会					
145	天誅組出発の図 (W2950 H355)	1	展示室2	維新の魁 天誅組協議会					

	五條市立民俗資料館入館者集計表					
	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	利用者数	累計	利用者数	累計	利用者数	累計
4 月	437	437	716	716	632	632
5 月	860	1, 297	815	1, 531	445	1, 077
6 月	343	1, 640	433	1, 964	355	1, 432
7 月	374	2, 014	301	2, 265	201	1, 633
8 月	277	2, 291	241	2, 506	278	1, 911
9 月	303	2, 594	289	2, 795	446	2, 357
1 0 月	426	3, 020	450	3, 245	439	2, 796
1 1 月	617	3, 637	660	3, 905	696	3, 492
1 2 月	300	3, 937	250	4, 155	226	3, 718
1 月	214	4, 151	227	4, 382	230	3, 948
2 月	448	4, 599	258	4, 640	321	4, 269
3 月	454	5, 053	417	5, 057	815	5, 084
合計	5, 053		5, 057		5, 084	

収支決算の状況

(円)

項目			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
収 入	指定管理料		2,800,000	2,925,000	2,925,000
	前年度繰越金（修繕費）		0	0	43,950
	利用料金収入		16,600	35,600	25,300
	事業収入		54,500	40,300	50,600
	預金利子収入		3	182	740
	自主事業収入		0	30,460	20,030
	収入計（a）		2,880,000	3,031,542	3,065,620
支 出	施設管理費	人件費	2,003,016	2,046,593	2,028,966
		消耗品費	48,536	38,633	32,969
		印刷製本費	0	0	72,600
		光熱水費	191,300	219,355	218,084
		修繕費	65,600	6,050	0
		通信費	57,392	119,079	119,654
		手数料	36,280	24,420	23,416
		保険料	5,000	5,000	5,000
		委託料	330,000	330,000	330,000
		備品費	0	0	0
	事業費	報酬費	85,000	115,000	72,700
		消耗品費	6,404	798	3,150
		印刷製本費	8,328	8,219	19,875
		通信費	6,016	8,440	3,400
		広告宣伝費	0	0	0
		手数料	0	0	0
		保険料	0	0	1,755
		利用料及び賃借料	2,600	2,800	3,000
	支出計（b）		2,845,472	2,924,387	2,934,569
収支差引額（c＝a－b）		25,631	107,155	131,051	
修繕料未使用額（d）		0	43,950	93,950	
実施収支差引額（c－d）		－25,631	63,205	37,101	
備 考					